

動物由来感染症対策を中心とした ワンヘルスの今後について

磯貝達裕[†]（厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長）



日本獣医師会会員の皆さまには、日頃より、厚生労働行政、中でも、狂犬病予防をはじめとする動物由来感染症対策の職務に専念され、大きな、成果が得られていることに敬意を表する次第である。

ワンヘルスというテーマで寄稿の機会を与えられ、過去20年間の動物由来感染症対策のうち、特に、当課で獣医師が中心となり対応している施策と今後の展望を中心に述べることとする。

1 感染症対策

わが国の動物由来感染症対策の大きな転換点は、平成11年4月からの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の施行によるところが大であると考えられる。

旧伝染病予防法では、サル等の動物由来感染症に係る対策が設けられていなかった。そのため、感染症法において動物由来感染症を4類感染症と位置づけることにより、医師からの保健所への届出、感染症の発生の原因等の調査のほかに動物への措置を含む消毒等の措置が可能となった。

さらに、エボラ出血熱、マールブルグ病などサルを感染源とする感染症が諸外国で発生していることから獣医師の届出制度を設け、これらの感染症の被害を未然に防止できるようにした。

動物の輸入に関しては、サルの輸入検疫制度が平成12年1月より開始された。

わが国においては、世界各国から多種で膨大な野生動物等が家庭用の愛玩動物等の用途で輸入されていた。感染症法の施行以降、海外においては、ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ、サル痘などの動物由来感染症が発生していた。こうした状況下、感染症法により、サル、プレーリードック等の一部の動物については、輸入禁止ま

たは検疫の措置が実施されてきた。しかし、すべての動物に対して検疫を行うことは、物理的に不可能であること、問題が発生してから感染経路を把握することが困難である等の理由から輸入届出制度が平成17年9月から開始された。

また、以上の制度面の整備・見直し以外に、感染症の対策に必要な各種ガイドライン・手引きの策定・見直しを行っている。動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン、犬のエキノコックス症対策ガイドライン、特に、わが国で、約70年ぶりとなるデング熱の国内感染、中南米を中心に多数の患者が報告されたジカウイルス感染症を踏まえ、国内蚊媒介感染症の対応・対策の手引きのほか、動物由来感染症対策技術研修会を開催してきた。

2 狂犬病予防対策

国内対策に関しては、地方分権の推進を図るため、従来、都道府県の事務とされていた犬の登録、注射済票の交付等の事務が平成12年4月から市町村の事務とされた。

輸入対策としては、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクを狂犬病予防法の検疫対象動物に平成11年4月に追加した。

以上の制度面での見直しのほか、対策に必要な狂犬病対応ガイドラインを策定・追補してきた。また、平成25年にわが国と同様に50年以上にわたり清浄であった台湾で発生した野生動物（イタチアナグマ）の狂犬病事例を踏まえ、わが国においても狂犬病発生を早期に探知できるよう、平成26年度以降、動物の狂犬病検査の実施について、自治体に協力をお願いしている。厚生労働省は研修会開催など検査能力の向上について支援している。

3 ワンヘルスに対する組織・体制面

平成13年1月実施の省庁再編に伴い、従来、旧生活

[†] 連絡責任者：磯貝達裕（厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室）

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 ☎03-5253-1111 FAX 03-3581-6251
E-mail : isogai-tatsuhiko@mhlw.go.jp

衛生局乳肉衛生課で食品安全分野とともに実施されていた狂犬病予防対策を含む動物由来感染症対策が、現健康局結核感染症課で一元的に対応することになり、厚生労働省内の医師と獣医師の連携が強化され、必要な制度の見直しをはじめ、緊急時への対応が迅速に進展した点も特記すべき事項であると考えます。

4 ワンヘルスの今後

感染症の分野において、動物由来感染症は、人における感染症のうち半数以上を占めると推定されている。動物由来感染症の発生に対して、医療、獣医療などの関係者が分野横断的に連携する「ワンヘルス・アプローチ」の取組が重要であるとの認識が世界的に高まっている。このため平成27年度から、厚生労働省・医師・獣医師の連携を強固にするため、AMR（薬剤耐性）対策、動物由来感染症対策に関するシンポジウムを開催してきた。この分野には小動物臨床を含めた獣医師の協力が不可欠と考える。また、今後は、シンポジウム開催のほか感染症発生時や予防対策の実務において、ワンヘルスを実践していくことが重要と考えている。

実際に、昨年度はいくつかの動物由来感染症に関して、医師・獣医師・行政の連携が必要な場面を経験した。たとえば、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）については、多くの患者はウイルスを有するマダニから感染しているが、研究により猫や犬などの動物からSFTSウイルスが検出されており、現時点ではまれであるが、発症した猫や犬の体液等から人が感染することも否定で

きない状況である。このため、獣医療従事者等の専門家に向けた感染予防対策に関するQ&Aを作成し、関係者に注意喚起を行った。また、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症は感染症法に定められたものではないが、動物からの感染が強く疑われる感染症であるため、本感染症を把握した際は医師及び獣医師と連携し、原因究明のための調査等の対応を自治体に通知したところである。

最後に、エキノコックスについては、北海道のキツネでの常在が確認されていたが、愛知県知多半島地域で平成29年度に捕獲された野犬3頭からエキノコックス症の感染が確認された。これを受け、厚生労働省は愛知県に対し、動物の調査を強化すること、飼い犬の感染が不安な住民に対して適切な情報提供を行うこと、また必要に応じて診断に係る検査体制を整備すること等を指示した。

人との距離が近い愛玩動物を由来とする感染症については、感染症法に基づく、基づかないにかかわらず、動物における感染症の把握や飼い主や獣医師に対する適切な情報提供が公衆衛生対策に寄与するように、獣医師、医師、行政が連携するワンヘルスのシステム構築が必要となってきている。このような状況の中、獣医師の役割は大きくなるものと考えている。

今後とも、各会員の皆さま方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いする。